

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン（案）

原科幸彦

第 部 基本的事項

1. 基本理念

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO、以下ジェットロ）は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく設立された、貿易振興及び開発途上国調査研究の実施機関である。

ジェットロは、その前身である（財団法人）海外市場調査会が設立されてから既に半世紀を越えるが、この間世界の情勢は大きな変貌を遂げてきた。とりわけ、1992年、リオデジャネイロの地球サミット（国連環境開発会議）は大きな契機となった。その成果の一つ、気候変動枠組み条約に関しては1997年に京都議定書が採択され、2005年に発効した。これにより日本は、第1約束期間中に温室効果ガス排出量を1990年比6%の削減を求められており、議定書を離脱したアメリカや急激な成長を遂げている中国やインド等にも温室効果ガス削減への参加を呼びかける努力も求められている。

また、ODA（政府開発援助）に関しては、大規模なインフラ事業の環境、社会面での負の影響にも関心が向けられるようになった。1985年にはOECDでガイドラインが作成され、世界銀行やアジア開発銀行のような多国間援助機関も独自のガイドラインを制定している。わが国でも、国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）が環境・社会配慮ガイドラインを有するが、その動きは輸出信用機関や民間金融機関にも及び、国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則の制定などが行われている。

1989年の米ソの冷戦構造の崩壊後、グローバル化が進展し多国籍企業の行動が社会（とりわけ雇用）や環境に与える影響への懸念も高まっている。企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）が各国の社会のあり方を反映しつつ、強く問われる時代となっている。例えば、OECDが多国籍企業ガイドラインを策定し、国連はGlobal Compactを制定している。日本国内では、経済団体連合会が企業行動憲章をCSRの観点から改定し、経済同友会が社会的責任経営を世に問うている。

ジェットロは2007年4月より開始された第2次中期計画（2007年～2010年）の「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」で、時代の要請を受け「業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記している。

このような背景から、ジェットロの業務によるわが国の貿易の振興と国際協力において、持続可能な社会づくりへ国際的な貢献をすることが公的機関としての責務だという基本理念をここに明確にする。そのためには、環境と社会に配慮した業務運営を確実にするべく具体的な責務とその手続きを定めることが必要である。

2. 本ガイドラインの目的

このガイドラインはジェットロの業務において、同機構が持続可能な社会づくりへの貢献についてその説明責任を果たすため、対外的な透明性を保ちつつ、その環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。

とりわけ貿易投資促進事業及び案件形成調査事業において、このことは重要であり、これらの事業については個別に具体的なガイドラインを取りまとめるものとする。

3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

JICA環境社会配慮ガイドラインを踏まえ、以下のとおり定めるものとする。

環境社会配慮を行うべき項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症を含む。

検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

4. 社会環境と人権への配慮

JICA環境社会配慮ガイドラインを踏まえ、以下のとおり定めるものとする。

環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の実情に影響を受ける。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。

ジェトロは、事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権について特に配慮する。

5. ガイドラインの遵守と情報公開

ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン諮問委員会(以下、諮問委員会)を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付ける。

ジェトロは、受け付けた意見を各担当部および総務部環境社会配慮審査担当(以下、環境社会配慮審査担当)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からのアドバイスを求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から業務の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し、等について専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。

6. 用語の定義

- ・ 貿易・投資促進事業
- ・ ジェトロ案件形成調査
- ・ フィージビリティ調査
- ・ 提案事業
- ・ 提案者
- ・ ステークホルダー
- ・ アクションプラン
- ・ ヒアリング 等

注1)

そのルーツは我が国の民間貿易が再開されるに当たり海外の市場情報を調査する機関として1951年に設立された「財団法人海外市場調査会」に遡る。同調査会は、貿易振興に関連するいくつかの機関との合併を行い、1958年には我が国の貿易振興施策を一元的に実施する中核機関として、特殊法人日本貿易振興会が設立された。さらに、1998年7月に、わが国最大の地域研究機関であるアジア経済研究所と統合し、貿易・投資振興、地域・開発研究の推進を目指す総合機関となった。2002年（平成14年）12月には「独立行政法人日本貿易振興機構法」が国会で成立し、2003年（平成15年）10月1日に独立行政法人へ移行した。現在では、通商・貿易動向及び国としての政策ニーズ等を踏まえつつ、対日投資の促進、輸出促進や在外企業サポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易取引拡大及びそれらを効果的に実施するための調査・研究、情報発信・提供・貿易投資相談といった業務を行っている。

注2)

1950年代から60年代にかけては欧米先進国そして日本が戦後の復興さらには高度経済成長を謳歌した時代であった。この高度成長の負の側面が深刻な産業公害であり、1972年にはストックホルムで国連人間環境会議が開催されている。戦後植民地から独立した発展途上国の多くは一次産品の輸出に依存する経済構造ゆえに相対的に経済の停滞を余儀なくされたが、その力が資源ナショナリズムとして噴出したのが1973年、79年の石油危機であった。急激な原油価格の値上がりで先進国経済はスタグフレーションに苦しめられるが、二次にわたる石油危機で最も深刻な打撃を被ったのは非産油途上国であった。1970年代から80年代にかけては、その一方で製造業製品を輸出することで高い経済成長を遂げる一群の途上国が出現する。後にアジア NIES と称されることになる韓国、台湾、香港、シンガポールといった諸国、地域がその代表である。1985年のプラザ合意以降の為替調整過程では日本を始めとする先進国、さらにはアジア NIES からの直接投資の急速な流入を背景として、ASEAN 諸国そして中国が目覚ましい成長を開始する。そしてこの高度経済成長のうねりは今日ではインドにも及んでいる。

1980年代後半以降アジア諸国を中心に途上国が経済成長の波に乗る中で、国際社会の大きな懸念材料となってきたのがオゾン層の破壊や地球温暖化に代表される地球規模の環境問題である。急速に高まったこれらの問題への懸念を受けて、1992年にはリオデジャネイロで地球サミット（国連環境開発会議）が開催されたが、このサミットは先進国の責任を迫る南（途上国）と北（先進国）が鋭く対立する場となった。地球サミットの成果の一つである気候変動枠組み条約に関しては南北の深刻な対立を乗り越えて1997年に京都議定書が採択されている。同議定書は2005年に発効したが、これによっ

て日本は第1約束期間（2008年～2012年）中に温室効果ガス排出量を1990年比6%の削減を求められている。地球温暖化が現実の危機であることは既に世の多くの人々の認識するところとなっており、議定書締約国は温室効果ガスの着実な削減、そして将来に向けて議定書を離脱したアメリカや急激な成長を遂げている中国やインド等にも温室効果ガス削減への参加を呼びかける努力を求められている。

戦後の冷戦構造を反映する東西の途上国に対する援助競争も一つの背景として1960年代以降本格化した先進国による公的開発援助に関しては、それによって実施されるとりわけ大規模なインフラ建設の環境、社会面での負の影響にも関心が向けられるようになった。1985年にはOECDの手でガイドラインが作成され、世界銀行やアジア開発銀行のような多国間援助機関も独自のガイドラインを制定している。1990年代には日本の援助機関（国際協力事業団（JICA、当時）、海外経済協力基金（OECF、当時）も環境ガイドラインを制定、これらが2000年以降社会面への配慮にも力点を置く、国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）の環境・社会配慮ガイドラインへ改定される。融資に際し環境社会配慮を求める動きは、今日では援助機関から輸出信用を供与する機関、さらには民間金融機関をもその対象とするものになってきており、これを象徴するのが国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準、民間銀行の赤道原則の制定である。

1989年のベルリンの壁崩壊で本格化する冷戦の終焉が結果としてもたらしたのは世界全体の市場化（グローバル化）であった。グローバル化は世界全体で原材料・部品、労働力、などを調達し、世界全体でその製品を販売する巨大な世界企業（多国籍企業）を生み出しているが、これらの企業の行動が社会（とりわけ雇用）や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せている。企業・民間部門の影響力が巨大になる一方で、政府・公的部門に対しては「小さな政府」を求めるのが世界的趨勢である。結果として、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）がそれぞれの国や社会のあり方を反映しつつ、これまでになく強く問われる時代となっている。世界的には例えば、OECDが多国籍企業ガイドラインを策定し、アナン前国連事務総長の提唱でGlobal Compactが制定されている。日本国内では例えば、経済団体連合会は企業行動憲章（1991年制定）をCSRの観点から改定し、経済同友会が社会的責任経営を世に問うている。

第 部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

ジェトロの事業は、対日投資の促進、輸出促進や在外企業サポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易取引拡大及びそれらを効果的に実施するための調査・研究、情報発信・提供・貿易投資相談など多岐に渡っており、それぞれにおいて異なった環境社会面におけるリスクが存在する。

ジェトロは、これら事業において生じ得る潜在的なリスクに対する配慮や、環境社会配慮に関する情報の蓄積や提供を通じて、自らの社会的責任を果たすと同時に、経済、社会、環境の持続可能な発展に貢献していく。

ジェトロの活動の大半を占める貿易、投資の促進事業については、担当する個々の職員が、それぞれの事業において生じ得るリスクを認識し、国際的な枠組みや条約、各国の法律、グッドプラクティス等を踏まえながら、これら事業を企画、実施していく。

2. 貿易・投資促進事業における環境社会配慮への具体的取組

具体的には、別表のとおり貿易・投資促進事業をその性質により、「outbound 我が国中小企業等の輸出促進」、「outbound 我が国中小企業等の海外進出支援」、「Inbound 開発途上国との貿易取引の拡大等」、「Inbound 対日投資の促進」の4つに分類を行い、それぞれの事業が有する潜在的なリスクを認識し、関連する国際的な枠組みや条約、各国の法律等を遵守・尊重し、事業に取り組んでいることを確認する。

さらに、内部において環境社会配慮に関する情報の蓄積を進めるとともに、職員の知見を高め、日々の貿易投資相談等において、環境社会配慮に取り組む企業等に対し情報提供やアドバイスを通じた支援を行っていく。

第 部 案件形成調査事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1) 前提

- ・第 部において示される環境社会配慮は、経済産業省から受託する「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」、「石油資源開発等支援調査」事業を対象とする¹。
- ・ジェットロ案件形成調査は、あくまでも案件発掘段階という意味決定の最も早い段階において実施されるものである。すなわち、本調査実施後に、フィージビリティ調査など次の段階の調査が実施されることを想定している。従って、ジェットロ案件形成調査段階における環境社会配慮調査は予備的なものであり、その主目的は、次の段階に進めるべきかを判断する情報を与えるとともに、次の段階に進んだ場合には、その段階で行われる調査において必要とされる環境社会調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。
- ・案件形成調査における環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施およびジェットロによるその確認を適切に確保することである。

(2) 基本方針

ジェットロ案件形成調査は、円借款供与の可能性のある案件の発掘や、民活事業の発掘を主な目的としている。従って、その環境社会配慮についても、JICA/JBIC 等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。なお、その際ジェットロ調査があくまでも案件発掘段階にあることから、その段階・枠組み・規模において JICA/JBIC 等とは差異があることを十分に認識しつつ、以下のように手続きおよび調査報告書の記述内容について基本方針を定めるものとする。

1) 調査の実施手続き等について

スクリーニング

- ・対象事業を環境社会影響があると考えられるもの（カテゴリ-A）と、影響がないと考えられるもの（カテゴリ-C）の2種類に分類する。

情報公開

- ・ジェットロは、案件形成調査の途中段階において、案件名およびその内容と、当該案件が実施された場合の環境社会影響に関する中間の検討結果を案件ごとに明示する。
- ・ジェットロは、案件形成調査の採択後、採択案件と、当該案件が実施された場合の環境社会影響に関する検討結果を案件ごとに明示する。
- ・ジェットロは、案件形成調査の質の向上にもつなげるよう、和文最終報告書とその概要を公開する。

フォローアップ

- ・ジェットロは、過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会面での影響についても、可能な限り把握に努め、その結果を公表することとする。

¹ これら3事業の名称は平成19年度のもの。これら事業の名称変更があった場合には、本ガイドラインの当該部分の変更を行う。

2) 調査報告書の記述内容

他の選択肢との比較検討

- ・提案者は、提案事業の必要性や優位性を明らかにするために、当該事業を提案する際に、事業の効果、ノーアクションを含む考えうる他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う。比較検討に当たっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。

ステークホルダーからの情報収集等

- ・調査の実施者(実施企業)は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を可能な範囲内で実施し、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と、必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。

(3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務

- ・ジェトロは、本ガイドラインにおいて規定する各案件形成調査に求められる環境社会配慮の内容を公募提案要領の中で明らかにし、それに従って案件形成調査の進捗を適切に監理する。
- ・ジェトロは、調査実施主体が各案件形成調査の報告書の記述に際して、本ガイドラインの遵守を図るよう適切に監理する。
- ・ジェトロは、各案件形成調査実施中、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者及び諮問委員会と共有した上で必要に応じて適切な対応をとる。

(4) 案件形成調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

- ・ジェトロ案件形成調査は次の段階でフィージビリティ調査(事業段階の環境アセスメントを含む)などを想定している。ジェトロ調査で幅広い洗い出しを行う環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第1部基本的事項の3.「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」および4.「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。

2. 案件形成調査の手続き

(1) 審査・採択段階

- ・案件形成調査の提案者(提案企業)は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類と共にジェトロ担当部に提出する。「申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領」に関しては本ガイドライン別紙1を参照。
- ・担当部は提出されたスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。審査に当たっては執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考とし、必要に応じ海外事務所の助力も得る。
- ・上記検討結果を総務部環境社会配慮審査担当(以下、環境社会配慮審査担当)に提出し、同担当による審査を受ける。
- ・採択候補案件については、外部有識者による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。
- ・採択案件の公示に際し、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響に関する検討結果を案件毎に明示する。

(2) 契約段階

- ・ 担当部は、採択案件の提案者（提案企業）に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む、調査の実施計画書の提出を求める。
- ・ 担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙 2 「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認した上で、案件の委託契約を締結する。
- ・ 環境社会配慮審査担当は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(3) 調査実施段階

- ・ 調査の実施者（実施企業）は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査を実施する。環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず 相手国政府の環境影響評価制度の内容確認、この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙 2 に基づき個別案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。
- ・ 上記調査項目の洗い出しに当たっては、一般に公表されている国際協力銀行「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「(セクター別)環境チェックリスト」を参考とする。
- ・ 調査の実施者(実施企業)は、可能な範囲内で提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を実施し、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。
- ・ 調査の実施者(実施企業)は、提案プロジェクトの必要性・重要性を明らかにするために、プロジェクトを実施した場合の効果、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる、異なる選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する。
- ・ 担当部は、中間報告時等において、本ガイドライン別紙 2 に基づき調査項目をチェックし、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・ 環境社会配慮審査担当は調査項目のチェックおよび相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(4) 調査報告書の精査段階

- ・ 担当部は、提出された報告書を精査するにあたり、本ガイドライン別紙 2 に基づき、調査が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・ 環境社会配慮審査担当は担当部の確認作業に協力し、必要な助言を与える。

(5) 調査報告書の公開

- ・ 原則、和文報告書を国会図書館およびジェトロビジネスライブラリーに配架する。
- ・ 原則、同報告書の要約をジェトロホームページに掲載する。

以上